

道路交通法の一部改正

平成25年12月1日施行

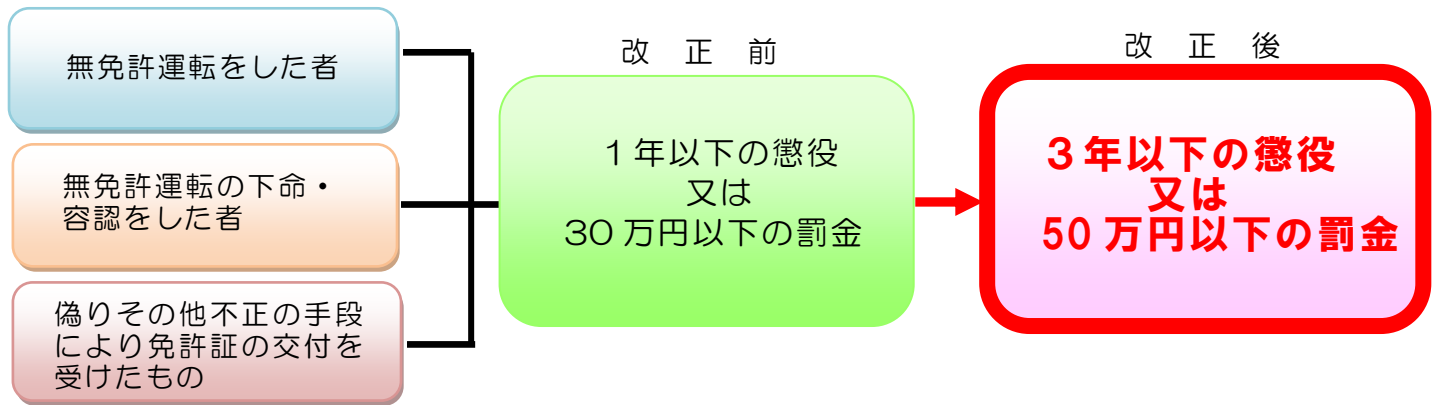


悪質・危険運転者対策



1 無免許運転等に対する罰則の強化

(法第117条の2の2第1号、第8号及び第11号)



2 無免許運転幫助行為（車両提供・同乗）に対する罰則の整備

◎ 車両提供（新設）

無免許運転をするおそれのある者に自動車等を提供し、自動車等の提供を受けた運転者が無免許運転をした場合、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第64条第2項及び第117条の2の2第2号）を科すこととしました。

◎ 同乗（新設）

自動車等の運転者が無免許であることを知りながら、自動車等にさせてくれるよう運転者に要求・依頼し、無免許運転をする自動車に同乗した場合、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第64条第3項及び第117条の3の2第1号）を科すこととしました。

◎ 無免許運転に対する基礎点数の引上げ

無免許運転に付する行政処分の基礎点数を **19点から25点に引き上げ**ることとしました。

道路交通法の一部改正

平成25年12月1日施行



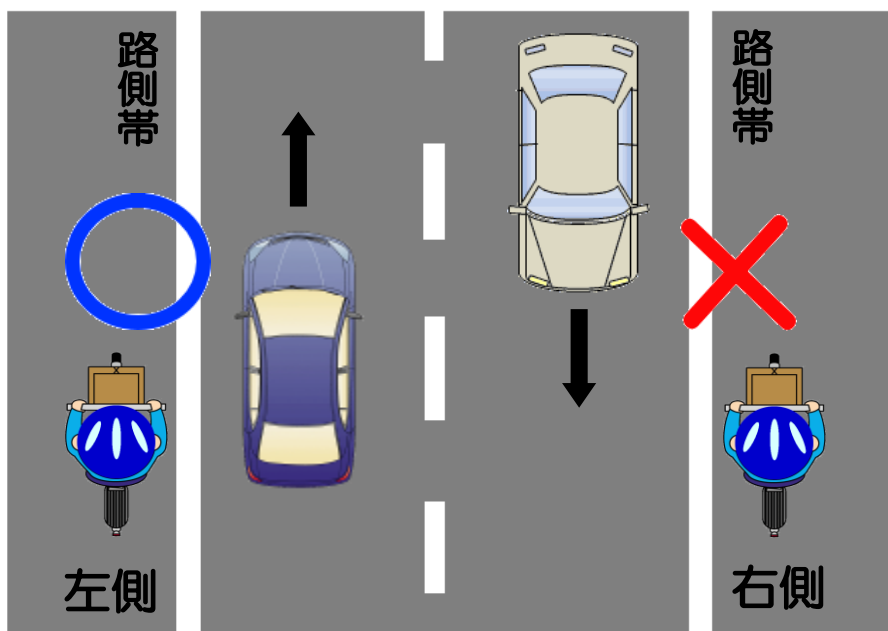
自転車利用者対策



1

自転車を含む軽車両の路側帯通行方法

(法第17条の2第1項)



自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

「路側帯とは…？」

歩道のない道路等で、歩行者が通行するために設置された、道路標示（白線）によって区分された部分のことで、自転車も通行できます。

軽車両で右側の路側帯を通行 → 通行区分違反

(法第17条第1項及び第119条第1項第2号)

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

2

制動装置整備不良自転車の検査等

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はそのブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。その検査を拒み、若しくは妨げた場合、

5万円以下の罰金 (法第63条の10第1項及び第120条第1項第8号の3)

を科すこととしました。

